

入札参加者の皆さま

滋賀県企業庁

企業庁が発注する設備工事(新設・改築更新工事)に  
おける積算基準について

滋賀県企業庁が平成 29 年 12 月 1 日以降に公告する機械設備工事(新設・改築更新工事)および電気設備工事(新設・改築更新工事)については、「下水道用設計標準歩掛表―第 2 巻 ポンプ場・処理場―(国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部)」に定める下水道用機械設備請負工事工事費積算要領並びに同積算基準および下水道用電気設備請負工事工事費積算要領並びに同積算基準を適用して予定価格を算定していますので、入札・見積り等を行う際にはご留意ください。